

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置の実施について

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価」について、次のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額（業務委託料）が変更された場合は、既に締結している下請契約金額の見直し（法定福利費を含んだ適切な下請契約の締結）や、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応していただきますようお願いいたします。

1 特例措置の概要

建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の受注者で平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結したもののうち、旧労務単価、旧技術者単価を適用している建設工事等については、新労務単価、新技术者単価に基づく契約に変更するための請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができる。

2 請負代金額（業務委託料）の変更

変更後の請負代金額（業務委託料）については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金（業務委託料）＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 、 k は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技术者単価及び当初契約時点の物価により積算された設計金額

k ：当初契約の請負率

3 協議の請求方法

別紙様式 1 又は様式 2 を契約課（水道局発注案件は経営管理課）へ提出し、協議してください。

4 その他

平成 27 年 1 月 31 日以前に契約を締結している建設工事については、佐世保市工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定により、協議の請求を行うことができます。

※平成 26 年 3 月 14 日付け「工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」を参照。

問合せ先

佐世保市契約課 工事担当

電話 0956-24-1111

（内線 3202～3204）